

## V 参考資料

### 1 本計画の策定経過等

#### (1) 策定経過

平成24年 8月	子ども・子育て支援法制定
平成25年 4月	国子ども・子育て会議設置、新制度の制度設計検討開始
7月	神奈川県子ども・子育て会議条例制定
8月	国が基本指針（概ねの案）を提示
9月	県子ども・子育て会議（第1回）開催
10月	県子ども・子育て会議子育て支援人材・情報専門部会（第1回）開催
11月	県子ども・子育て会議計画フレーム専門部会（第1回）開催
25年度中	市町村が子ども・子育て会議を設置、ニーズ調査を実施
平成26年2月	県子ども・子育て会議計画フレーム専門部会（第2回）開催 県子ども・子育て会議子育て支援人材・情報専門部会（第2回）開催
3月	県子ども・子育て会議子育て支援人材・情報専門部会（第3回）開催
4月	改正次世代育成支援対策推進法成立（期限が10年延長、地域行動計画の任意化）
5月	県子ども・子育て会議計画フレーム専門部会（第3回）開催 県子ども・子育て支援推進協議会開催（計画骨子案）
6月	県子ども・子育て会議（第2回）開催 県子ども・子育て支援推進会議開催（計画骨子案）
7月	県子ども・子育て会議子育て支援人材・情報専門部会（第4回）開催 国が基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）を告示
8月	県子ども・子育て会議計画フレーム専門部会（第4回）開催
9月	県子ども・子育て会議子育て支援人材・情報専門部会（第5回）開催 県子ども・子育て支援推進会議開催（計画骨子案） 県議会平成26年第3回定例会に計画骨子案報告
10月	県子ども・子育て会議計画フレーム専門部会（第5回）開催 県子ども・子育て会議子育て支援人材・情報専門部会（第6回）開催
11月	県子ども・子育て支援推進会議開催（計画素案） 県子ども・子育て会議計画フレーム専門部会（第6回）開催 県子ども・子育て会議子育て支援人材・情報専門部会（第7回）開催 県子ども・子育て会議（第3回）開催
12月	県議会平成26年第3回定例会に計画素案報告 「市町村子ども・子育て支援事業計画」法定協議（～平成27年1月） 計画素案パブリックコメント実施（～平成27年1月）
平成27年2月	県子ども・子育て支援推進会議開催（計画案） 県子ども・子育て会議（第4回）開催 県議会平成27年第1回定例会に計画案報告
3月	「かながわ子どもみらいプラン（神奈川県子ども・子育て支援事業支援計画）」策定
4月	子ども・子育て支援新制度施行

## (2) 神奈川県子ども・子育て会議委員名簿

### ■ 子ども・子育て会議委員 (敬称略・50音順)

[任期 H25.9.9～H27.9.8.]

氏名	所属・役職等	備考
東 浩司	逗子市子ども・子育て会議委員 [子育て当事者(父親)]	
池本 美香	日本総合研究所 主任研究員 [子育て支援]	
内田 賢司	神奈川県市町村教育長会連合会 秦野市教育委員会教育長	
太田 小織	平塚市子ども・子育て会議委員 [子育て当事者(母親)]	
大橋 由紀子	日本労働組合総連合会神奈川県連合会 女性局長	
尾木 まり	子どもの領域研究所 所長 [放課後児童健全育成]	
鬼頭 宏	上智大学経済学部 教授 [少子化問題]	副会長
小沼 肇	小田原短期大学 学長 [児童福祉]	
佐藤 慎子	(公社)神奈川県看護協会 保健師職能理事	
鈴木 立也	(社福)神奈川県社会福祉協議会民生委員児童委員部会 部会長	(~H26.2.28)
松本 信之	// 委員	(H26.3.1~)
高橋 忠生	(一社)神奈川県経営者協会 名誉会長	会長
高藤 杏花	横浜弁護士会 こどもの権利委員会 委員	
玉城 嘉和	(公社)神奈川県医師会 理事	
富田 幸宏	神奈川県町村会 湯河原町長	
野北 康子	NPO 法人葉山っ子すすくパラダイス理事長 [子育て支援団体代表]	
萩原 敬三	(社福)神奈川県社会福祉協議会施設部会 保育協議会 会長	
林 文子	神奈川県市長会 横浜市長	
平野 建次	神奈川県保育士養成施設協会 会長	
吉田 正幸	保育システム研究所 代表 [幼児教育・保育]	
渡邊 眞一	(公社)神奈川県私立幼稚園連合会 理事	
山重 慎二	一橋大学経済学研究科准教授 [地方財政]	専門委員

### ■ 子ども・子育て会議 計画フレーム専門部会委員 (敬称略・50音順)

氏名	所属・役職等	備考
池本 美香	日本総合研究所 主任研究員 [子育て支援]	
大橋 由紀子	日本労働組合総連合会神奈川県連合会 女性局長	
鬼頭 宏	上智大学経済学部 教授 [少子化問題]	部会長
鈴木 源二	(社福)神奈川県社会福祉協議会施設部会 保育協議会 副会長	
富田 幸宏	神奈川県町村会 湯河原町長	
野北 康子	NPO 法人葉山っ子すすくパラダイス理事長 [子育て支援団体代表]	
林 文子	神奈川県市長会 横浜市長	
山重 慎二	一橋大学経済学研究科准教授 [地方財政]	
吉田 正幸	保育システム研究所 代表 [幼児教育・保育]	
渡邊 眞一	(公社)神奈川県私立幼稚園連合会 理事	

■ 子ども・子育て会議 子育て支援人材・情報専門部会委員 (敬称略・50音順)

氏名	所属・役職等	備考
尾木 まり	子どもの領域研究所 所長 [放課後児童健全育成]	
奥村 尚三	(社福) 神奈川県社会福祉協議会施設部会 保育協議会 副会長	
小沼 肇	小田原短期大学 学長 [児童福祉]	部会長
佐藤 慎子	(公社) 神奈川県看護協会 保健師職能理事	
富田 幸宏	神奈川県町村会 湯河原町長	
野北 康子	NPO 法人葉山っ子すくすくパラダイス理事長 [子育て支援団体代表]	
林 文子	神奈川県市長会 横浜市長	
平野 建次	神奈川県保育士養成施設協会 会長	
渡邊 眞一	(公社) 神奈川県私立幼稚園連合会 理事	

※ 所属、役職等については、平成27年3月31日現在

## 2 関係法令・条例等

### ■ 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）

#### （都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

**第62条** 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
  - 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
  - 五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
  - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

### ■ 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）

#### （都道府県行動計画）

**第9条** 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
  - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

## ■ 神奈川県子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、神奈川県子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 神奈川県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の委員（以下「委員」という。）は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(専門委員)

第4条 子ども・子育て会議に、専門の事項について調査審議させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、その分掌する事項は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

部 会	分 掌 す る 事 項
計画フレーム専門部会	子ども・子育て支援法第62条第2項第1号及び第2号並びに同条第3項第1号に掲げる事項
子育て支援人材・情報専門部会	子ども・子育て支援法第62条第2項第3号及び同条第3項第2号に掲げる事項
幼保連携型認定こども園認可専門部会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可、同法第21条第1項の規定による事業の停止及び施設の閉鎖並びに同法第22条第1項の規定による認可の取消し並びに幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項の規定による勧告に関する事項

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 6 部会長は、部会で議決した事項について、子ども・子育て会議に報告し、次条の規定により部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とした場合を除き、その承認を得なければならない。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会の委員」と読み替えるものとする。

(子ども・子育て会議と部会との関係)

第7条 子ども・子育て会議は、前条第1項の表幼保連携型認定こども園認可専門部会の項分掌する事項の欄に定める事項について、幼保連携型認定こども園認可専門部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(委員でない者の出席)

第8条 子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験のある者、関係行政機関の職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から同日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日までの間における改正後の第6条第1項の表幼保連携型認定こども園認可専門部会の項分掌する事項の欄の適用については、同欄中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の

推進に関する法律」と、「認可、同法第21条第1項の規定による事業の停止及び施設の閉鎖並びに同法第22条第1項の規定による認可の取消し並びに幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第 号）第3条第1項の規定による勧告」とあるのは「認可」とする。

## ■ 附属機関の設置に関する条例

別表（第2条関係）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	(略)	(略)	(略)
	神奈川県 子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議し、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項に規定する設備及び運営の向上につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
	(略)	(略)	(略)

## ■ 神奈川県子ども・子育て支援推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、子ども・子育て支援について、基本理念を定め、並びに県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を推進するための基本となる事項を定めることにより、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもが健やかに生まれ、かつ、育つことができ、及び県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども・子育て支援 子どもの人権が尊重されるための措置、子ども及び子どもを生み、育てる家庭に対する支援、県民の職業生活と子どもを生み、育てるための家庭生活との両立を図られるようにするための取組その他子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもが健やかに生まれ、かつ、育つことができるようにするための取組をいう。
- (2) 子ども・子育て支援機関等 子ども・子育て支援を行う児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び民間の団体をいう。

### (基本理念)

第3条 子ども・子育て支援は、子どもの国籍、性別、障害の有無等を問わず、その人権を尊重するとともに、子どもが権利の主体として、自他を敬愛し、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、自主及び自立の精神を養い、並びに学習、体験等を通じて人格を形成することを旨として推進されなければならない。

- 2 子ども・子育て支援は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重して推進されなければならない。
- 3 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、家庭その他の場における生活を尊重して推進されなければならない。
- 4 子ども・子育て支援は、次代の社会を担う子どもを生み、育てることに真に誇りと喜びを感じることができる社会の実現が重要な意義を有することにかんがみ、県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

### (県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が行う子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な支援及び広域的な見地からの調整を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の自主的かつ積極的な子ども・子育て支援を推進するため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援についての理解を深め、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう従業員を対象とする子ども・子育て支援を推進するとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (子ども・子育て支援機関等の責務)

第6条 子ども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子ども・子育て支援を推進するとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**(推進体制の整備)**

第8条 県は、市町村、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民と連携し、及び協働して、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ広域的な推進を図るための体制を整備するものとする。

**(生命の尊厳等についての教育の充実)**

第9条 県は、生命の尊厳、子どもの人権尊重の重要性及び子育ての意義について、子どもの関心と理解を深めるよう教育の充実に取り組むものとする。

**(子どもの安全な生活等の確保のための支援)**

第10条 県は、子ども自身が安全な生活及び心身の健康を確保していくための教育を充実し、及び子ども、父母その他の保護者等に対し学習の機会の提供その他必要な支援を行うものとする。

**(子どもの人権侵害に対する措置)**

第11条 県は、いじめ、虐待等の子どもの人権侵害の予防、子どもの人権侵害に関する相談体制の整備、子どもの人権侵害状況の改善のための助言、指導及び調査その他必要な措置を講ずるものとする。

**(養護を必要とする子どもの福祉の充実等)**

第12条 県は、養護を必要とする子どもの福祉の充実と自立を支援するために、児童養護施設、里親その他の家庭に代わって子どもを養育するものの役割に対する理解の促進、専門的な人材育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

**(子育て家庭に対する支援)**

第13条 県は、子どもを生み、育てる家庭に対して、子育ての負担の軽減を図るため、必要な知識の普及、情報の提供、専門的な相談の実施その他必要な支援を行うものとする。

**(職業生活と家庭生活の両立のための措置)**

第14条 県は、県民の職業生活と子どもを生み、育てるための家庭生活との両立が図られるようにするため、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育等に係る体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

**(基準に適合する事業者の認証等)**

第15条 知事は、事業者からの申請に基づき、規則で定めるところにより、当該事業者について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業に関する事項について就業規則その他これに準ずるものに規定していること、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項の規定により、同項に規定する一般事業主行動計画の届出を行い、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表していることその他の規則で定める基準に適合するものである旨の認証を行うことができる。

2 知事は、前項の認証をしたときは、当該認証の申請をした事業者に対し、認証証明書を交付するとともに、規則で定めるところにより、当該事業者が行う子ども・子育て支援に関する事項で規則で定めるもの（以下「登録事項」という。）を規則で定める登録簿に登録するものとする。

3 知事は、前項の登録簿を一般の縦覧に供さなければならない。

**(変更の届出等)**

第16条 前条第1項の規定による認証を受けた事業者（次条において「認証事業者」という。）は、登録事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、前条第2項の登録簿につき、当該届出に係る登録事項を変更しなければならない。

**(認証の取消し等)**

第17条 知事は、認証事業者が第15条第1項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認証を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、第15条第2項の登録簿につき、当該取消しを受けた事業者の登録事項を抹消しなければならない。

**(子ども・子育て支援を行っている事業者への配慮)**

第18条 県は、従業員のための子ども・子育て支援を行っていると認められる事業者に対して、県の事業の実施に当たっては、優先的な取扱い等の措置を講ずるよう努めるものとする。

**(事業者等及び子ども・子育て支援機関等に対する支援)**

第19条 県は、事業者及び子ども・子育て支援機関等が、適切かつ効果的に子ども・子育て支援を推進できるよう、情報の提供、助言、研修の機会の提供その他必要な支援を行うものとする。

**(表彰)**

第20条 県は、子ども・子育て支援の推進に寄与したものの表彰に努めるものとする。

**(かながわ子ども・子育て支援月間)**

第21条 県は、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民による子ども・子育て支援を推進するため、かながわ子ども・子育て支援月間を設ける。

2 かながわ子ども・子育て支援月間は、8月とする。

3 県は、かながわ子ども・子育て支援月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

**(報告書の作成及び公表)**

第22条 知事は、毎年、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

**(県民の意見の反映)**

第23条 県は、県の子ども・子育て支援に関する施策に、県民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

**(委任)**

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成20年7月22日条例第40号)**

この条例は、公布の日から施行する。